

昭和 27 年 7 月 5 日 制定施行  
昭和 37 年 6 月 9 日 改正  
昭和 41 年 6 月 6 日 改正  
昭和 49 年 4 月 1 日 一部改正  
昭和 54 年 4 月 1 日 一部改正  
昭和 55 年 4 月 1 日 一部改正  
昭和 60 年 4 月 1 日 一部改正  
昭和 62 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 5 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 9 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 10 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 19 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 23 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 26 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 29 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正  
令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

## 京都滋賀体育学会会則

### (総則)

1. この会を京都滋賀体育学会 (Kyoto and Shiga Society of Physical Education, Health and Sport Sciences) と称する。  
この会は日本体育・スポーツ・健康学会の地域協力学会とする。
2. この会は体育に関するあらゆる科学的研究をなし、体育学の発展を図り、体育の実践に寄与することを目的とする。

### (会員)

3. この会は前条の目的に賛同する個人および団体をもって組織する。
4. 会員は正会員、臨時会員とする。正会員になるには正会員の紹介と理事会の承認を要する。臨時会員の資格は、資格取得の当該年度内のみとする。
5. 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。
6. 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決を経て、会長が除名することができる。
  - (1) 本学会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき
  - (2) 本学会の会員としての義務に違反したとき
  - (3) 会費を 2 年以上滞納したとき
7. 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
  - (1) 退会したとき (2) 死亡し、または失踪宣言を受けたとき (3) 除名されたとき

### (機関)

8. この会の運営は次の機関による。
  - (1) 総会 (2) 理事会
9. 本会には次の役員を置く。  
会長 1 名、副会長 2 名、常務理事 1 名を含む 10 名以上の理事および監事 2 名

10. 会長、副会長、理事、監事は正会員より別に定める方法により選出する。
11. 総会は、会長の召集の下に毎年1回開催し、当日の出席会員をもって構成する。
12. 総会、理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。
13. 理事会は会長、副会長、理事を以って構成し、常務理事は議長となる。  
理事会は会長がこれを招集する。
14. 会長は、会を代表し会務を総括する。副会長は、会長に事故ある時はその任務を代行し、会を運営する。常務理事は、会および理事会を運営する。理事は、会務を遂行する。監事は、理事の職務の執行を監査し、理事に対して事業の報告を求め会務の状況を調査することができる。
15. 理事会は、会計理事、庶務理事、渉外理事等を選出し、各理事の役割を明確にする。
16. 役員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。
17. 本会は総会の承認を得て、顧問および名誉会員を置くことができる。

#### (事業)

18. この会の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) 学会大会の開催
  - (2) 講演会等の開催
  - (3) 機関誌「京都滋賀体育学研究」の刊行
  - (4) その他この会の目的に資する諸事項
19. 学会大会は毎年1回以上これを開き、研究成果の発表を行う。
20. 機関誌「京都滋賀体育学研究」の編集は編集委員が担当する。

#### (会計)

21. この会の経費は次の収入によって支出する。
  - (1) 会員の入会金および会費
  - (2) 事業収入
  - (3) 他より助成金および寄付金
22. 入会金および会費の額は別に記す。名誉会員は会費を免除する。
23. この会の会計年度は毎年3月1日より翌年2月末日とする。

#### (附則)

24. この会の所在地および事務局は原則として常務理事の所属する学校に置く。
25. この会の会則は総会の議決により変更することができる。

#### 記

会費 正会員年額 2,000 円  
臨時会員費 1,000 円

なお、日本体育・スポーツ・健康学会会員は定められた会費がこれに加わる。

<p>京都滋賀体育学会事務局 〒610-0394 京都府京田辺市多々羅都谷 1-3 同志社大学スポーツ健康科学部 上林研究室 上林 清孝(京都滋賀体育学会 常務理事) TEL : 0774-65-7521, E-mail : info@kyoto-taiiku.com 郵便振替口座番号 01070-7-23829 他金融機関からの振込の場合 ゆうちょ銀行 一〇九(イチゼロキュウ)店 当座 0023829 加入者名 : 京都滋賀体育学会</p>
---

\* 退会・転出・転入・通勤先変更・転居等については、日本体育・スポーツ・健康学会事務局へ直接届けると共に、京都滋賀体育学会事務局までご連絡ください。